

議案第 258 号

訴訟上の和解について

東京高等裁判所平成 24 年（ネ）第 5642 号賠償金請求反訴控訴事件及び賠償金請求控訴事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 1 月 29 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 事件名 東京高等裁判所平成 24 年（ネ）第 5642 号賠償金請求反訴控訴事件及び賠償金請求控訴事件
- 2 当事者 控訴人（第 1 審反訴被告） ＊＊＊＊＊＊
控訴人（第 1 審被告） ＊＊＊＊＊＊
被控訴人（第 1 審反訴原告及び原告） 川崎 市
- 3 和解内容

(1) ＊＊＊＊＊＊及び＊＊＊＊＊（以下「控訴人ら」という。）は、被控訴人に対し、連帯して、本件和解金として、38,422,986 円並びに 40,268,576 円に対する平成 22 年 12 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日まで年 8.25 パーセントの割合による金員及び 38,422,986 円に対する同年 12 月 1 日から支払済みまで年 8.25 パーセントの割合による金員の支払義務があることを認める。

(2) ＊＊＊＊＊＊（以下「＊＊＊」という。）は、被控訴人に対し、本件和解金として、25,381,879 円並びに 38,640,000 円に

対する平成22年12月1日から平成23年4月28日まで年8.25パーセントの割合による金員、31,338,679円に対する同月29日から同年11月30日まで年8.25パーセントの割合による金員及び25,381,879円に対する同年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による金員の支払義務があることを認める。

- (3) 控訴人らは、被控訴人に対し、連帯して、第1項の金員のうち、38,422,986円並びに40,268,576円に対する平成22年12月1日から平成23年11月30日まで年3.1パーセントの割合による金員及び38,422,986円に対する同年12月1日から平成24年7月24日まで年3.1パーセントの割合による金員の合計額40,442,606円を次のとおり分割して、被控訴人指定の方法により支払う。なお、振込手数料は控訴人らの負担とする。

ア 平成25年1月から平成34年11月まで毎月末日限り 各337,000円

イ 平成34年12月末日限り 339,606円

- (4) ***は、被控訴人に対し、第2項の金員のうち、25,381,879円並びに38,640,000円に対する平成22年12月1日から平成23年4月28日まで年3.1パーセントの割合による金員、31,338,679円に対する同月29日から同年11月30日まで年3.1パーセントの割合による金員及び25,381,879円に対する同年12月1日から平成24年7月24日まで年3.1パーセントの割合による金員の合計額26,955,284円を次のとおり分割して、被控訴人指定の方法により支払う。なお、振込手数料は***の負担とする。

ア 平成25年1月から平成34年11月まで毎月末日限り 各224,000円

イ 平成34年12月末日限り 299,284円

- (5) 控訴人らが第3項のア又はイの分割金の支払を怠り、その額が674,000円に達したときは、控訴人らは、当然に期限の利益を失い、連帯して、被控訴人に対し、第1項の金員から既払額を控除した残額を直ちに支払う。
- (6) ***が第4項のア又はイの分割金の支払を怠り、その額が448,000円に達したときは、***は、当然に期限の利益を失い、被控訴人に対し、第2項の金員から既払金を控除した残額を直ちに支払う。
- (7) 控訴人らが遅滞なく第3項のア及びイの分割金を支払ったときは、被控訴人は、控訴人らに対し、第1項の金員から第3項の金員の合計額40,442,606円を控除した残額の支払義務を免除する。
- (8) ***が遅滞なく第4項のア及びイの分割金を支払ったときは、被控訴人は、***に対し、第2項の金員から第4項の金員の合計額26,955,284円を控除した残額の支払義務を免除する。
- (9) 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (10) 控訴人ら及び被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、控訴人らと被控訴人との工事請負契約に係る賠償金に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (11) ***及び被控訴人は、***と被控訴人との間には、***と被控訴人との工事請負契約に係る賠償金に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (12) 訴訟費用は、第1、第2審を通じ、各自の負担とする。

4 和解理由

本事件については、東京高等裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解内容は本市の主張が認められていることを勘案し、和解

しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 本市は、平成20年3月19日、渋川2-3号雨水管工事（以下「本件工事1」という。）の一般競争入札を実施し、同月25日、*****（以下「***」という。）と工事請負契約を締結した。
- 2 本市は、平成21年1月20日、宿河原2号雨水幹線その2工事（以下「本件工事2」という。）の一般競争入札を実施し、同月26日、***及び*****（以下「控訴人ら」という。）で構成した**・**共同企業体と工事請負契約を締結した。
- 3 公正取引委員会は、平成20年3月12日から平成21年3月31日までの間において、本市が一般競争入札の方法により発注する下水管きょ工事について、控訴人らが他の事業者と共同して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為を行ったとして、平成22年4月9日、控訴人らに、同法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を行い、これらの命令は、同法に基づく審判の請求がなされることなく確定した。
- 4 平成22年9月1日、本市は、***に対し、本件工事1に係る工事請負契約に基づき、不正行為に対する賠償金として最終請負金額の10分の2に相当する額38,640,000円を、控訴人らに対し、本件工事2に係る工事請負契約に基づき、控訴人らで連帯債務として負担する不正行為に対する賠償金として最終請負金額の10分の2に相当する額60,316,200円を同年11月30日までに支払うよう請求したところ、同日、***から本件工事2に係る賠償金の一部についてのみ納付がなされた。

- 5 *** (以下「***」という。)は、本件工事2に係る賠償金の支払請求には応じず、平成22年11月16日、本市に対し、賠償金の債務は存在しないことの確認の訴えを横浜地方裁判所川崎支部に提起したため、本市は、平成23年7月1日、***に対して賠償金の未納額の支払を求める反訴を提起した。
- 6 ***は、平成23年4月26日、本市に対し、本件工事1に係る賠償金の支払計画書を提出し、同月28日、本件工事1に係る賠償金の一部を納付したが、本件工事2に係る賠償金の未納額の支払請求には応じず、今後も引き続き、これに応じないと認められたため、本市は、同年7月1日、***に対して本件工事2に係る賠償金の未納額の支払を求める訴えを横浜地方裁判所川崎支部に提起した。
- 7 ***は、平成23年7月4日、本市に対し、本件工事2に係る賠償金の一部についての支払計画書を提出し、同年11月30日、本件工事2に係る賠償金の一部を納付するとともに、本件工事1に係る賠償金の支払計画書のとおり、本件工事1に係る賠償金の一部を納付した。
- 8 控訴人らは、本市の工事請負契約に基づく賠償金及び遅延利息に係る合意が公序良俗に反し無効である等と主張していたが、平成24年7月24日に言い渡された第1審判決は、当該合意には合理性があり、また、賠償金に係る条項が不正行為に対する制裁としての性質を有することからすると、請負金額の10分の2とする賠償金額が著しく過大であるということとはできない等として、本市の支払請求を認めた。
- 9 控訴人らは、上記判決を不服として、平成24年8月7日、東京高等裁判所に控訴を提起した。
- 10 控訴審は、係属して以来、数回に及ぶ口頭弁論等を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。